

2018年9月25日 全10頁

FPを対象とした 税制改正に関する意識調査 結果概要

金融所得税率引上げなどに対する意識をヒアリング

金融調査部
制度調査担当部長 吉井 一洋
研究員 是枝 俊悟

[要約]

- 大和総研は、特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（日本FP協会）と共同で日本FP協会会員であるCFP®認定者を対象に「税制改正に関する意識調査」を実施し、1,469名から回答を得た。このレポートでは、調査結果のうち、金融商品の運用に関する質問を中心に概要を紹介する。
- 財務省が検討中と報道される金融所得の税率引上げ案は、回答者のうち7~8割が、「反対」または「どちらかといえば反対」とした。その理由は、「税率引上げにより（リスク商品を含む）金融商品運用設計に対する生活者の関心が低下するから」が最多だった。
- iDeGoの加入対象者の拡充について顧客等に説明したことがある回答者のうち、課税所得のない専業主婦等について、「税制メリットが少ないためiDeGoの加入はすすめられない」とアドバイスした者（13%）よりも「老後の資産を確保しておくためになるべくiDeGoに加入したほうがよい」（39%）とアドバイスした者の方が多かった。
- つみたてNISAの創設について顧客等に説明を行ったことがある回答者のうち「投資経験が少ない人には、意図せずにリスクやコストが過大な商品を購入することがないように『つみたてNISA』での運用をすすめる」とアドバイスしていた者が48%を占めた。

[目次]

1. 調査概要と回答者属性について.....	2 ページ
2. 最近の税制改正の顧客等への説明について.....	3 ページ
3. 検討中の税制改正の認知と実現時の影響について.....	6 ページ

※ 「税制改正に関する意識調査」の全質問の調査結果は、日本FP協会のウェブサイト「My ページ」にて日本FP協会会員向けに公表しています。

1. 調査概要と回答者属性について

調査の目的

大和総研と特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（日本FP協会）は共同で、日本FP協会会員であるCFP®認定者を対象に「税制改正に関する意識調査」を実施した。本調査は、近年の税制改正および今後想定される税制改正等に関する意識や顧客への対応状況等について伺うことで、日本FP協会の事業活動に役立てるとともに、今後のFPに求められる役割を研究することを目的としている。

CFP®認定者について

CFP®（CERTIFIED FINANCIAL PLANNER®）認定者とは、FP（ファイナンシャル・プランナー）として知識と技能、十分な経験と倫理観を身につけているとして、日本FP協会から認定を受けた専門家である。

本調査では、FPの中でも特に知識・経験が豊富なCFP®認定者¹に対して、近年の税制改正の説明の際に顧客にどのような説明を行ったか、また、今後の税制改正によるFP業務への影響をどのように予測しているかを尋ねた。

アンケート概要

アンケートの実施概要は、下記の通りである。

期 間：2018年6月27日（水）～7月17日（火）
名 称：税制改正に関する意識調査
対 象：日本FP協会会員のうち、上級資格者であるCFP®認定者 (2018年7月1日現在：21,723名)
方 法：「Google フォーム（無料）」を利用したインターネット調査
質問数：回答者属性等に応じ12～21問
回答数：1,469名（対象者全体の6.76%）

回答者の属性

アンケート回答者の属性は図表1の通りであり、日本FP協会が分類する会員属性のうち、「上記以外の業種の会社員・公務員」が19%、「士業事務所（税務・会計・司法書士等）」が18%、「FP会社（事務所）経営・従業員」が14%と上位を占めた。

¹ CFP®は、日本FP協会が認定しているFP資格のうち最上位のものである。

「生保・損保・代理店等」、「銀行・信金・信組等（信託銀行を除く）」、「証券会社」が占める本調査の回答者の割合は、いずれも CFP®認定者全体に占める各属性の割合を下回った。全体として、金融機関に属する FP より独立系の FP の回答が多く集まったものといえる。

図表1 アンケートの回答者属性(職業等)

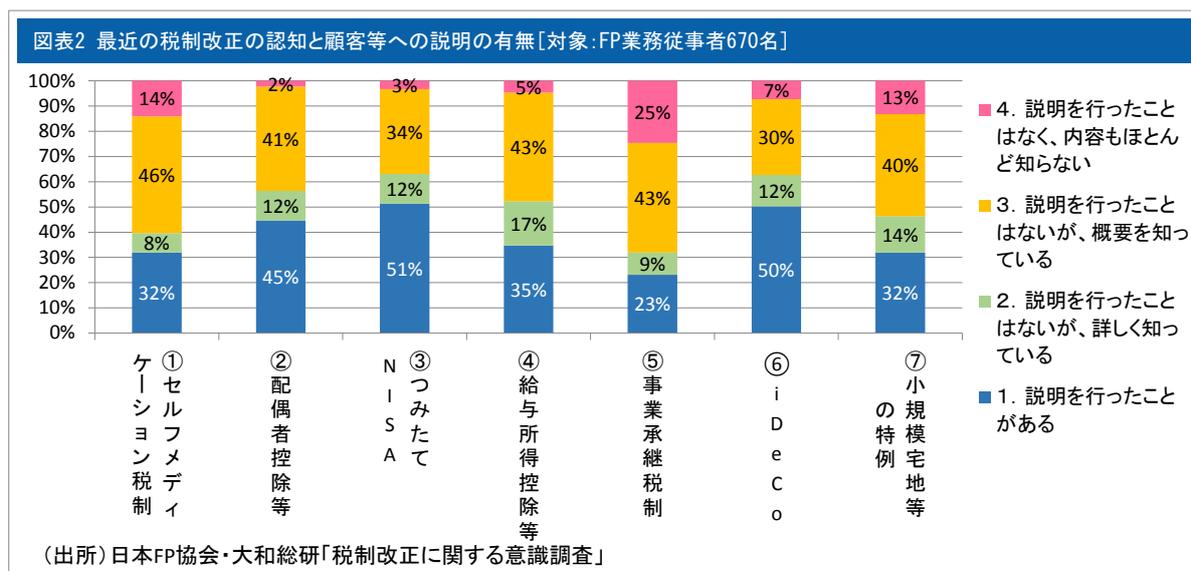
	回答者数	比率	(参考)CFP® 認定者比率
1. FP会社（事務所）経営・従業員	206	14%	3%
2. 士業事務所（税務・会計・司法書士等）	267	18%	12%
3. 銀行・信金・信組等（信託銀行を除く）	95	6%	11%
4. 信託会社・信託銀行	12	1%	2%
5. 証券会社	49	3%	11%
6. 生保・損保・代理店等	192	13%	17%
7. 不動産・住宅・建設等	119	8%	4%
8. 上記以外の業種の会社員・公務員	275	19%	24%
9. 上記以外の業種の自営業・自由業	107	7%	2%
10. その他（主婦、学生、無職など）	147	10%	14%
合計	1469		

(注) 網掛けは、各属性につき回答者比率とCFP®認定者全体に占める比率のうち高い方を示す。
(出所) 日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

2. 最近の税制改正の顧客等への説明について

顧客等に説明を行ったことがある項目

回答者のうち、FP業務²に従事していると回答した670名に対して、図表2に掲げる最近の7つの税制改正につき顧客等への説明の有無（および制度改正自体の認知）を尋ねたところ、説明したことがある項目の内、最多は「つみたてNISA」（51%）であり「iDeCo」（50%）が続いた。



² FP業務とは、一般的に、個人がライフプラン上の目標を達成することを支援するために、（必要に応じて他の専門家の協力を得ながら）ファイナンシャルプランの立案・見直しや、プラン実行のための金融商品の提案を行うことをいう。

つみたて NISA と一般 NISA の選択

つみたて NISA の創設について説明を行ったことのある回答者 344 名に対して、つみたて NISA と一般 NISA の選択についてどのようなアドバイスをしたか、図表 3 の 5 つのアドバイス内容を選択肢として提示して尋ねた。

その結果、4. の「投資経験が少ない人には、意図せずにリスクやコストが過大な商品を購入することがないように『つみたて NISA』での運用をすすめる」を選択した者が 48% で最多であった。

図表3 つみたてNISAと一般NISAの選択 [対象:FP業務従事者でつみたてNISAにつき説明を行った344名]

質問:「つみたてNISAの創設」について説明を行ったことがある方に伺います。つみたてNISAと一般NISAの選択についてどのようなアドバイスをしましたか(または、アドバイスしたいと思いますか)(複数回答可)。

選択肢	各選択肢を選んだ者 (他も選んだ者を含む)		各選択肢のみ を選んだ者	
	回答者数	比率	回答者数	比率
1. 投資できる資金が年間40万円を超える人には、限度額の大きい「一般NISA」での運用をすすめる	107	31%	8	2%
2. 個別株式や特色ある投資信託に投資したい人には、対象銘柄の広い「一般NISA」での運用をすすめる	159	46%	22	6%
3. 投資できる資金が年間40万円以下の人には、非課税期間の長い「つみたてNISA」での運用をすすめる	157	46%	18	5%
4. 投資経験が少ない人には、意図せずにリスクやコストが過大な商品を購入することがないように「つみたてNISA」での運用をすすめる	166	48%	35	10%
5. 価格変動リスクを許容できない人には、「つみたてNISA」「一般NISA」のいずれもすすめられない	89	26%	8	2%
6. 制度改正の事実は伝えたが、アドバイスは行わなかった	36	10%		
その他の自由記述	21	6%		
うち、確定拠出年金やジュニアNISAなど他の制度についても説明する とした回答	5	1%		
この質問の回答者総数(FP業務従事者でつみたてNISAにつき説明を行った者)	344			

(出所) 日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

5 つの選択肢のうち 4. のみを選択した者も回答者の 10% を占めた。1. や 2. や 3. は投資したい商品や投資できる資金などの条件を示して「一般 NISA」か「つみたて NISA」のいずれかをすすめるアドバイスである。FP がこれらを説明せずに 4. のみを説明する理由としては、そもそも説明を受ける顧客の多くが投資経験の少ない人である可能性が考えられる。

すなわち、投資経験の少ない人を主な顧客とし、初心者向けに「つみたて NISA」での運用をすすめている FP が一定層いることが考えられる。

専業主婦等に iDeCo をすすめるか否か

iDeCo 加入対象者の拡充について説明を行ったことのある回答者 337 名に対して、制度改正に伴い老後の資産形成についてどのようなアドバイスをしたか、図表 4 の 4 つのアドバイス内容を選択肢として提示して尋ねた。

その結果、1. の「課税所得のある会社員や公務員等は、所得控除のメリットを活用するため、なるべく iDeCo に加入したほうがよい」を選択した者が 76% で最多であり、拠出時の所得控除が iDeCo の加入をすすめる大きな要素となっているものと考えられる。

図表4 老後の資産形成についてのアドバイス [対象:FP業務従事者でiDeCoにつき説明を行った337名]

質問:「iDeCo加入対象者の拡充」について説明を行ったことがある方に伺います。制度改正に伴い老後の資産形成についてどのようなアドバイスをしましたか(または、アドバイスしたいと思いますか)(複数回答可)。

選択肢	回答者数	比率
1. 課税所得のある会社員や公務員等は、所得控除のメリットを活用するため、なるべくiDeCoに加入したほうがよい	256	76%
2. 課税所得のない専業主婦等は、税制メリットが少ないためiDeCoの加入はすすめられない	44	13%
3. 課税所得のない専業主婦等でも、老後の資産を確保しておくためになるべくiDeCoに加入したほうがよい	132	39%
4. 60歳まで取り崩せないことを考慮すると、iDeCoよりNISAなど他の制度を優先的に利用したほうがよい	58	17%
5. 制度改正の事実は伝えたが、アドバイスは行わなかった	34	10%
その他の自由記述	29	9%
うち、個人の属性や投資方針等によりケースバイケースである旨の回答	6	2%
うち、手数料に留意すべき旨の回答	3	1%
うち、受取時の税金にも留意すべき旨の回答	2	1%
この質問の回答者総数(FP業務従事者でiDeCoにつき説明を行った者)	337	

(出所)日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

2017年から(国民年金第3号被保険者である)専業主婦等についてもiDeCoに加入できるようになったが、専業主婦等は課税所得がないため、拠出時の所得控除のメリットは得られない。このため、課税所得のない専業主婦等に対してiDeCoの加入をすすめられるか否かについてはFPの間でも賛否両論がある。

今回の調査では、2.の「課税所得のない専業主婦等は、税制メリットが少ないためiDeCoの加入はすすめられない」とアドバイスした回答者が13%であったのに対し、3.の「課税所得のない専業主婦等でも、老後の資産を確保しておくためになるべくiDeCoに加入したほうがよい」とアドバイスした回答者はその3倍の39%に及んだ。

FPの中では、課税所得のない専業主婦等にもiDeCoへの加入をすすめる者が多数派と考えられる。

扶養の範囲を超えて働くべきか否か

配偶者控除・配偶者特別控除の適用要件の改正について説明を行ったことのある回答者299名に対して、制度改正に伴い女性の働き方についてどのようなアドバイスをしたか、図表5の4つのアドバイス内容を選択肢として提示して尋ねた。

2018年1月に施行された配偶者控除・配偶者特別控除の適用要件の改正後も、パート等で働く女性にとって、制度改正後においても夫の会社の配偶者手当や社会保険の扶養の条件などにより、収入を増やすとかえって世帯の手取りが減少する状況は残る。このため、手取り減を生じさせないよう、扶養の範囲内で働くべく就業調整を行うインセンティブはなお残っている。

もっとも、短期的に世帯の手取りは減ったとしても、その後の正社員登用などの収入増により手取りベースでもプラスとなったり、将来受け取る年金額が増えたりすることなどを考慮すると、就業調整を行わない方がよいという考え方もある。このため、世帯の手取りを意識した就業調整を行うべきか否かについて、FPの間でも両論ある。

図表5 女性の働き方についてのアドバイス [対象:FP業務従事者で配偶者控除等につき説明を行った299名]

質問:「配偶者控除・配偶者特別控除の適用要件の改正」について説明を行ったことがある方に伺います。制度改正に伴い女性の働き方についてどのようなアドバイスをしましたか(または、アドバイスしたいと思いませんか)。(複数回答可)。

選択肢	回答者数	比率
1. 制度改正により「働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組み」が構築されたので、制度を意識して就業調整を行う必要はなくなった	58	19%
2. 社会保険の扶養から外れると手取りが減ることもあるが、正社員登用などキャリアアップにつながったり、将来の年金給付額が増えたりする可能性を考慮すると、就業調整は行わない方がよい	160	54%
3. 社会保険の扶養の条件は変わらないので、従前どおり社会保険の扶養の範囲で働いた方がよい	73	24%
4. 夫の会社の配偶者手当が支給される場合は、従前どおり手当の支給範囲内で働いた方がよい	51	17%
5. 制度改正の事実では伝えしたが、アドバイスは行わなかった	58	19%
その他の自由記述	33	11%
うち、ケースバイケースであり総合的に検討すべき旨の回答	19	6%
うち、制度改正の事実や影響は伝えましたが選択はお客様次第とした旨の回答	4	1%
※3. と4. のうち1つ以上選択した(扶養の範囲内で働いた方がよい場合があるとアドバイスした)者	89	30%
この質問の回答者総数(FP業務従事者で配偶者控除等につき説明を行った者)	299	

(出所)日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

今回の調査では、社会保険または配偶者手当を理由に扶養の範囲内で働いた方がよいとアドバイスした者(3. か4. のうちいずれか1つ以上選択した者)が30%であったのに対し、2. の「社会保険の扶養から外れると手取りが減ることもあるが、正社員登用などキャリアアップにつながったり、将来の年金給付額が増えたりする可能性を考慮すると、就業調整は行わない方がよい」とアドバイスした者は54%であった。

FPの中では、どちらかという就業調整は行わない方がよいとする方が多数派と考えられる。

もっとも、提示した4つの選択肢以外のアドバイス内容として、ケースバイケースであり総合的に検討すべき旨を自由記述した回答者も6%おり、顧客それぞれの状況を踏まえた総合的なアドバイスも行われているものと考えられる。

3. 検討中の税制改正の認知と実現時の影響について

顧客等に説明を行ったことがある項目

今後の改正に向けて政府・与党内で検討が行われている旨、新聞やテレビ等で報道されている税制改正案につき、図表6の5項目を提示し、検討が行われている旨を知っていたか否か、またFP業務従事者に対しては検討が行われている旨を顧客に説明したことがあるか否かを尋ねた。

図表6 検討中の税制改正の認知と顧客への説明の有無 [対象:全回答者1,469名]

検討中の改正項目	回答者全体 (1,469名)	うちFP業務従事者 (670名)		
	知っていた者の割合 (認知率)	認知率	全体のうち顧客に説明した者の割合	認知している者のうち顧客に説明した者の割合
①株式等の譲渡益・配当等の税率引上げ	39%	50%	9%	18%
②NISAの恒久化	48%	56%	11%	20%
③生命保険料控除の控除限度額引上げ	34%	44%	11%	25%
④上場株式等の相続税評価額の軽減	37%	49%	8%	16%
⑤タワーマンションの相続税評価額の見直し	83%	88%	26%	29%

(出所)日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

その結果、タワーマンションの相続税評価額の見直しについては回答者の83%が認知していたが、その他の4項目は認知率が3割台～4割台に留まった。

FP業務従事者のうちこれらの改正につき顧客に説明したことがある者の割合は、タワーマンションの相続税評価額の見直しについては26%あったが、その他の4項目は1割前後であった。検討が行われていることを認知している者に限っても顧客に説明したことがある割合は最大で29%に留まった。FPは、未確定の段階の税制改正の検討状況については、あまり顧客に説明を行っていないようである。

株式等の税率引上げについて

報道によると、財務省は2019年度税制改正において、「株式等の譲渡益・配当等」にかかる税率を現行の20%から25%に引き上げることを検討している。

現在、金融所得課税の一体化に向けて、金融所得にかかる税率は原則20%に揃えられてきている。こうした中、「株式等の譲渡益・配当等」の税率を引き上げる場合、検討される可能性のある具体案として、預貯金の利子等を含む金融所得全般の税率を25%に引き上げる案（金融所得全般引上げ）と、「株式等の譲渡益・配当等」の税率だけを25%に引き上げる案（株式等のみ引上げ）の2つの案が考えられる。本調査では、全回答者に対して、金融所得全般引上げと、株式等のみ引上げの2案を提示し、それぞれの案への賛否とその理由を尋ねた。

その結果は、図表7の通りで、金融所得全般引上げは全回答者の80%が「反対またはどちらかといえば反対」、株式等のみ引上げは同76%が「反対またはどちらかといえば反対」と回答した。同71%の回答者はいずれの案にも「反対またはどちらかといえば反対」と回答していた。

図表7 金融所得の税率引上げ案への賛否[対象:全回答者1,469名]

		金融所得全般引上げ					合計	
		1. 賛成	2. どちらか といえば 賛成	3. どちらか といえば 反対	4. 反対	5. わからない、 どちらとも 言えない		
株式 等 の み 引 上 げ	1. 賛成	47	22	9	17	3	98	17%
	2. どちらか といえば 賛成	11	59	37	36	8	151	
	3. どちらか といえば 反対	7	12	224	79	10	332	76%
	4. 反対	20	12	36	706	9	783	
	5. わからない、 どちらとも 言えない	3	6	22	13	61	105	
合計		88	111	328	851	91	1469	

14% 80%

賛否のパターン分け	回答者数	比率
①金融所得の税率引上げは、いずれも反対	1045	71%
②金融所得の税率引上げは、いずれも賛成	139	9%
③株式等のみ引上げは賛成だが金融所得全般引上げは反対	99	7%
④金融所得全般引上げは賛成だが株式等のみ引上げは反対	51	3%
⑤その他の回答	135	9%

(出所) 日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

税率引上げに「反対」または「どちらかといえば反対」と答えた者（金融所得全般引上げ 1,179 名、株式等のみ引上げ 1,115 名）に、図表 8 に掲げる選択肢を提示してその理由を尋ねたところ、「税率引上げにより（リスク商品を含む）金融商品運用設計に対する生活者の関心が低下するから」を選んだ者が最多であった（金融所得全般引上げ 59%、株式等のみ引上げ 52%）。

また、株式等のみ引上げに反対する理由としては、「金融商品間（預貯金の利子などを含む）の税制が中立でなくなり選択に歪みが生じる（金融所得課税の一体化に反する）から」を選んだ者も 48%いた。

図表 8 税率引上げに反対の理由（複数選択可）[対象：各案に「反対」または「どちらかといえば反対」と答えた者]

金融所得全般引上げ(対象者:1,179名)			株式等のみ引上げ(対象者:1,115名)		
選択肢	回答者数	比率	選択肢	回答者数	比率
1. 金融所得に対する税率は他の所得に対する税率よりも既に高水準だから	443	38%	1. 株式等の譲渡益・配当に対する税率は他の所得に対する税率よりも既に高水準だから	349	31%
2. 税率引上げにより金融商品運用設計に対する生活者の関心が低下するから	692	59%	2. 税率引上げによりリスク商品を含む金融商品運用設計に対する生活者の関心が低下するから	580	52%
3. 退職後の年金生活者等に重い税金を課すことになるから	431	37%	3. 退職後の年金生活者等に重い税金を課すことになるから	305	27%
4. 税率引上げにより株価の下落が予想されるから	376	32%	4. 税率引上げにより株価の下落が予想されるから	313	28%
			5. 金融商品間（預貯金の利子などを含む）の税制が中立でなくなり選択に歪みが生じる（金融所得課税の一体化に反する）から	531	48%
その他の自由記述	89	8%	その他の自由記述	70	6%

(注) 下線部は、質問文により選択肢を変えた部分。5. は「株式等のみ引上げ」のみ設けた選択肢。

(出所) 日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

税率引上げに「賛成」または「どちらかといえば賛成」と答えた者（金融所得全般引上げ 199 名、株式等のみ引上げ 249 名）に、図表 9 に掲げる選択肢を提示してその理由を尋ねたところ、「高所得者の実効税率が上がり所得再分配が強化されるから」を選んだ者が最多であった（金融所得全般引上げ 61%、株式等のみ引上げ 54%）。

図表 9 税率引上げに賛成の理由（複数選択可）[対象：各案に「賛成」または「どちらかといえば賛成」と答えた者]

金融所得全般引上げ(対象者:199名)			株式等のみ引上げ(対象者:249名)		
選択肢	回答者数	比率	選択肢	回答者数	比率
1. 高所得者の実効税率が上がり所得再分配が強化されるから	121	61%	1. 高所得者の実効税率が上がり所得再分配が強化されるから	135	54%
2. 消費税の軽減税率を導入するためにはやむを得ないから	29	15%	2. 消費税の軽減税率を導入するためにはやむを得ないから	25	10%
3. 金融所得には相対的に高い税率を課すべきだから	66	33%	3. 株式等の譲渡益・配当には相対的に高い税率を課すべきだから	90	36%
4. 他の増税よりも生活者の負担感が相対的に軽いものであるから	87	44%	4. 他の増税よりも生活者の負担感が相対的に軽いものであるから	124	50%
5. 金融商品間（預貯金の利子など）の税制の中立が保たれるから	29	15%			
			5. 株式等の譲渡益・配当等はNISAの投資枠内であれば非課税となるから	53	21%
その他の自由記述	6	3%	その他の自由記述	7	3%

(注) 下線部は、質問文により選択肢を変えた部分。5. はそれぞれ独立した選択肢。

(出所) 日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

NISAの恒久化について

NISAの恒久化実現時の影響について、図表10に掲げる選択肢を提示して尋ねたところ、回答者1,469名のうち57%が「NISAによる資産運用をライフプランニングの全体の中で位置づけることができ、NISAの利用者が増える」と回答した。また、下記の2. を選択した者を含め、いずれかの理由でNISAの利用が増えるとした回答者は計69%に及んだ。

他方、「他にもNISAには利用しづらい点が残っているため、NISAの利用者は変わらない」とした回答者も23%いた。

図表10 NISA恒久化実現時の影響(複数回答可) [対象:全回答者1,469名]

選択肢	回答者数	比率
1. NISAによる資産運用をライフプランニングの全体の中で位置づけることができ、NISAの利用者が増える	836	57%
2. NISAのしくみが分かりやすくなるため、NISAの利用者が増える	576	39%
3. 「期間限定」という特徴が失われるため、NISAの利用者が減る	48	3%
4. 他にもNISAには利用しづらい点が残っているため、NISAの利用者は変わらない	332	23%
5. 分からない	125	9%
その他の自由記述	23	2%
※1. または2. のうち1つ以上選択した(NISAの利用者が増えるとした)者	1008	69%
回答者総数(全員に質問)	1469	

(出所)日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

上場株式等の相続税評価軽減について

上場株式等の相続税評価軽減の実現時の影響について、図表11に掲げる選択肢を提示して尋ねたところ、「相続税評価額によって保有する資産を変えることはないので、個人の上場株式等の保有額は変わらない」との回答(38%)と、「資産の種類による相続税評価額の不均衡が是正されるので、個人の上場株式等の保有額が増える」(37%)との回答がほぼ均衡していた。

図表11 上場株式等の相続税評価軽減の実現時の影響(複数回答可) [対象:全回答者1,469名]

選択肢	回答者数	比率
1. 資産の種類による相続税評価額の不均衡が是正されるので、個人の上場株式等の保有額が増える	544	37%
2. 相続税評価額によって保有する資産を変えることはないので、個人の上場株式等の保有額は変わらない	559	38%
3. 評価の見直しにより上場株式等の価格変動リスクが再認識されるので、個人の上場株式等の保有額は減る	58	4%
4. 分からない	319	22%
その他の自由記述	25	2%
回答者総数(全員に質問)	1469	

(出所)日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

タワーマンションの相続税評価について

タワーマンションの相続税評価額について階数に応じた補正を行うことが実現した場合の影響について、図表 12 に掲げる選択肢を提示して尋ねたところ、「相続税評価額軽減の効果が縮小するので、タワーマンション高層階の需要が減る」との回答と「相続税評価が見直されても、タワーマンション高層階の需要は変わらない」との回答がともに 42% でほぼ均衡していた。

図表12 タワーマンション相続税評価見直し実現時の影響(複数回答可)[対象:全回答者1,469名]

選択肢	回答者数	比率
1. 相続税評価額軽減の効果が縮小するので、タワーマンション高層階の需要が減る	612	42%
2. 相続税評価が見直されても、タワーマンション高層階の需要は変わらない	624	42%
3. 改正後は相続税評価額につき予見可能性が増すので、タワーマンション高層階の需要が増える	51	3%
4. 分からない	193	13%
その他の自由記述	15	1%
回答者総数(全員に質問)	1469	

(出所)日本FP協会・大和総研「税制改正に関する意識調査」

【以上】